

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

旭小の私たちは、不祥事を絶対「しません」「させません」

【教育の原点】

- 私たちは、子どもたちを守り、育てます。
- 私たちは、法令を遵守します。
- 私たちは、不祥事を許しません。
- 私たちは、地域に開かれた学校にします。

不祥事根絶のための行動計画

福山市立 旭小 学校

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○資料や通知等を使った研修が多く、教職員の当事者意識がうすい。	○研修の方法や内容等を見直し、ロールプレイなど体験的な研修を取り入れ、研修効果が実感できるようにし、「自分にもある」という当事者意識を高める。 《本校での重点項目》 ①机上の整理整頓 ②個人情報の適正な管理 ③自動車の安全運転	○学期1回の教職員面談を通して、個人・職場全体の状況を把握し個別指導をする。 ○決意表明の内容をカード化したものを、名札に入れて携帯したり、掲示したりする。	○月に1回、一斉行動日(整理整頓)を設け、3点チェック(重点項目)をする。 ○学期に1回、重点項目についてのアンケート調査、面談時に研修等のあり方についての聞き取りを行う。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○不祥事防止の取組みが、管理職・主任中心のトップダウンの形になりがちである。 ○教職員がお互いに、不祥事を許さないという風土がうすい。	○全教職員が当事者意識を持つ取組みや研修を進めることができるようにする。 ○不祥事防止に向けて教職員同士のコミュニケーションを促進させ、「声を出す」「行動を起こす」職場環境にしていく。	○研修計画・担当等を見直し、全教職員が取組・研修内容の企画・運営に関われるように担当者を決める。 ○ヒヤリハットの事例等を盛り込んだ研修等を計画する。	○月に1回不祥事防止委員会で、情報交換を行い、状況を把握するとともに、終礼等で全職員に周知する。
相談体制の充実	○「体罰、セクハラ・いじめ相談窓口」の周知と利用の呼びかけは、計画的にできているが、児童・保護者が実際に利用しやすいような工夫ができていない。	○相談する内容・方法・場所について、分かりやすく児童・保護者へ周知し、相談日には、児童・保護者が相談しやすい体制にする。	○毎月1回、相談の内容・相談日について担任が児童に積極的に紹介し、相談しやすい窓口であることを周知する。 ○体罰セクハラ・いじめの具体例・相談先を記載したポスターを、児童が教育活動を行うすべての場所に掲示する。	○相談日・相談内容について記録簿を作成して記録する。 ○学期末に児童・保護者対象にアンケートをとる。